

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 20 日現在

機関番号：32665
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2011～2012
 課題番号：23730046
 研究課題名（和文） 近代日本の対外関係と立作太郎の国際法論
 研究課題名（英文） Tachi Sakutarō's Doctrines on International Law and International Relations of Modern Japan
 研究代表者
 川副令（Kawazoe Rei）
 日本大学・国際関係学部・助教
 研究者番号：40292809

研究成果の概要（和文）：

満州事変当時の立作太郎の国際法論、特に「満洲国」承認問題に対する学問的応答のあり方の分析を行った。立は当時の日本を代表する国際法学者であり、実質的に見て外務省国際法顧問の地位にあったとされる人物である。本研究では、牧野伸顕宛の私信など、従来利用されてこなかった史料を活用し、「満洲国」承認問題をめぐって公刊論文上で展開された立の言論と、一個の国際法学者としての立の純粋学問的な判断の間に、矛盾が見られることを明らかにした。また、日本政府の「満洲国」単独承認政策を法的に正当化する趣旨で書かれた公刊論文の内部に、その政策を間接的に批判し、別の政策を提案する狙いが込められた箇所が見られることも明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This research analyzed Tachi Sakutarō's international legal doctrines in relation to the Manchurian Crisis, especially his response to the Manchukuo recognition problem. Some historical materials that have not been utilized by preceding works, such as his letters to Makino Nobuaki, were carefully examined. It unveiled the fact that Tachi's open justification of Japanese unilateral recognition of Manchukuo contradicted his academic judgment on the issue, which was documented in his internal report to the Ministry of Foreign Affairs. It also pointed out that Tachi's published article that ostensibly justifies Japanese unilateral recognition of Manchuko, actually involved indirect criticism of that policy and a suggestion that Japanese government should avoid excessive unilateralism.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	600,000	180,000	780,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法、満州事変、牧野伸顕、立作太郎

1. 研究開始当初の背景

従来、日本国際法学史に関する研究は、幕末明治期における近代国際法の受容過程に関心が集中し、日清・日露戦争期と第二次世界大戦中の動向について若干の先駆的な研究が行われつつあるほかは、十分に解明され

ていない部分が多かった。

これを日本国際法学史の視座設定に関する問題として捉え直すと、従来の視点では、近代日本の国際法学が幕末明治初期の単純な知識輸入段階を抜け出して、次第に体系性や専門性を高めながら自律的な学問分野と

して確立されていく過程こそが国際法学史の主旋律とされ、この過程に個々の国際法学者がどのように貢献したかを解明することが重要視されてきた。その一方で、同じ国際法学者達が日本を取り巻く時々の具体的な国際問題とどのように切り結んだかを解明することは、せいぜい副次的な課題にすぎないとされてきた。

これに対して、1970年代頃から新しい動きが表れてきた。その前提として、1970年代に入って日本政治思想史研究における大正デモクラシー論の延長上に、大正時代の自由主義的風潮になじんだ知識人（国際法学者を含む）が満州事変を契機に国際連盟に代表される普遍的国際秩序への自信を喪失していき、日中戦争の頃から新しい世代の政治学者や国際法学者らによって地域主義的国際秩序論が構築されるに至った経緯の解明が行われた。（三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」1974年）これと共鳴するかのように、国際法学史研究においてもいわゆる戦間期の日本の国際法学のあり方に関心が向けられるようになり（祖川武夫、松田竹男「戦間期における国際法学」1978年）、満州事変以降の国際法学が日本の中国大陸侵出を正当化する役割を果たしたことについての批判的解明が行われるようになった（松井茂郎「日本軍国主義の国際法論」1979年）。

この新しい研究動向にも、しかし幾つかの問題点があったように思われる。第一に、1970年代にはじまった日本国際法学史の批判的研究は、マルクシズム（史的唯物論）の強い影響下であり、戦前日本の国際法学を資本主義＝帝国主義的な知識体系として黒一色に塗りつぶす傾向があった。その結果、個々の国際法学説の価値を帝国主義的国際法論にどの程度抵抗したかという観点からのみ捉える傾向があり、帝国主義時代の一般的思考枠内でも多様な学問的態度の選択がありえたことが見失われがちになっている。

第二に、上の点とも密接に関係するが、1970年代にはじまった日本国際法学史の批判的研究においては、満州事変から日中戦争を経て太平洋戦争に至るプロセスを連続的に捉える傾向（いわゆる「十五年戦争史観」の影響）が強く、満州事変時点において既に日本の国際法学の軍国主義化が完成されたかのように言われている（上記松井論文）。しかしながら、最近の日本政治史・政治思想史研究では、満州事変は大正デモクラシー崩壊の始点に過ぎず、その当時には日本にはまだ様々な選択の可能性が残されていたこと、その時点では知識人の間でも政府や軍部の方針への様々な程度における抵抗が行われていたことが、説得的に論証されてきている（酒井哲哉氏の一連の研究など）。

2. 研究の目的

本研究は、上のような背景的状况を念頭に置いて、満州事変当時の立作太郎の時事的国際法論の分析に取り組んだ。（実際には、満州事変の諸局面うち、特に「満洲国」承認問題に対する立の学問的応答に絞って研究を進めた。問題範囲を限定した理由は、次の「3. 研究の方法」で説明する。）

立作太郎は、大正期から戦前昭和期にかけて、長く日本の国際法学界の中心的地位（東京帝大教授）にあった人物であり、実質的に見て外務省国際法顧問の地位にもあったされている。のみならず、当時の日本において立は、外交史学の確立に貢献した先駆的な学者の一人としても広く知られており、大正末期から満州事変の直前に至るまで、10年以上の長きにわたって、昭和天皇に対する外交史進講掛も務めていた。

国際法学史研究において注意を要するのは、立が昭和天皇への外交史進講掛を務めるに先立って、牧野伸顕らとの深い信頼関係を構築していたことである。牧野伸顕はパリ講和会議において日本全権の一人を務めるなど、戦前日本外交において重要な役割を担っただけでなく、元老西園寺公望と並んで宮中政治の中心にあり、満州事変当時は内大臣の地位にあって事態収拾のために様々な働きかけをおこなっていたことが知られている。満州事変に際して立作太郎は、その牧野に宛てて私信や書類を送り、時局問題に関する自己の見解を語っていた。そのなかには、公刊された論文等では語られない、あるいはそれと正面から矛盾する、立の真意が語られたものも含まれている。こうした観点から満州事変当時の立の時事的国際法論を読み直すと、一つの論文や著書の内部に、日本政府の国策を擁護する言論——外務省国際法顧問としての対世間的な役割を果たした部分——と並んで、中国や国際連盟諸国との対立を深める日本の外政策を間接的に批判し、あるいはそれに対して別の方針を提示する言論——一個の国際法学者としての純粋に学問的な判断を示した部分——が併存していたことが分かる。

本研究は、以上の観点から、満州事変当時の立の時事的国際法論を、牧野伸顕宛私信のような利用可能な他の史料をも参照しつつ、内在的な観点から再検討すること、それを通じて日本国際法学史研究の空白部分を一部なりとも埋めることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究の方法は、史料を広く集め、時代背景に照らして丹念にその内容を分析することであり、それ自体としては決して新奇なものではない。しかしながら、満州事変当時の

立作太郎の国際法論の捉え方については、次の点で独自性を有していたと考えられる。

従来の国際法学史研究では、満州事変への当時の日本の国際法学の対応を論ずるにあたって、約1年半の期間にわたる事変全体の初期(32年1月の錦州占領まで)に行われた日本陸軍の一方的な軍事行動に着眼し、国際法学者何某はこれを正当化しようとしたか、それともこれを批判しようとしたか、という問いを設定するのが普通だった。この特定の問いに多大の関心が集まる反面で、満州事変の中期以降に出現した一層複雑な諸問題、例えば1932年5月の斎藤内閣成立に伴う日本政府の「満洲国」早期単独承認論への傾斜から33年3月の国際連盟脱退通告へと至る外交的迷走や、満州事変に一応の収束をもたらすと同時に将来の華北紛争の種ともなった1933年5月の塘沽停戦協定締結等に対する国際法学者達の応答については、ほとんど研究が行われてこなかった。しかしながら、満州事変がその後の歴史に大きな影響を与えたのは、それが単なる日中間の軍事的衝突事件に終わらず、日本の軍事行動が「満洲国」建国という政治的な策動を伴ったからであり、またその「満洲国」承認をめぐる国際的対立が深まって日本の連盟脱退という事態を招来したからであった。

本研究は、こうした観点から「満洲国」承認問題への立作太郎の応答の解明に焦点を絞り、この問題に関連する従来利用されてこなかった史料の収集と分析に精力を集中した。

4. 研究成果

本研究では、「満洲国」承認問題への立作太郎の学問的応答を分析するに先立って、その前提として当時の自由主義的知識人がこの問題にどのような対応を示していたかを分析した。多くの自由主義的知識人達は、「満洲国」建国という政治的現実を部分的に受け入れ、一方で日本政府による「満洲国」単独承認を回避しつつ、他方では「満洲国」のあり方を修正することで、国際連盟諸国と日本、また中国と日本の間には何らかの妥協を成立させようと努力していた。満州における日本の軍事行動を強く批判した横田喜三郎でさえ、「満洲国」建国という現実を受けて、それを全面的に否認するのは困難であることを認め、何らかの中間的解決策を探るほかないと考えて、行動していた。

この文脈を念頭に置いて、立作太郎の国際法論の分析を進めた結果、以下のことが判明した。第一に、「満洲国」承認問題をめぐる立作太郎の学問的言説には「分裂」が見られる。すなわち、外務省内で作成した報告書(「旧国ノ一部ニ於テ成立スル新国家ノ承認ニ関スル私見」)等では、立は日本政府によ

る「満洲国」単独承認を国際法違反とする見解を示していた。これに対して、ほぼ同時期に公刊された論文(「満洲国承認問題」『中央公論』)では、立はこれと正反対の結論に至っていた。上記外務省内報告書が牧野伸顕宛てに送られていたこと、更に牧野宛てに送られた報告書には立による自筆の書き込みがあり、そこに一層詳しく彼の見解が語られていたことなどから判断して、「満洲国」承認問題をめぐる立の公開された言論は、一個の国際法学者としての彼の判断とは内容的に食い違っていたと考えられる。公刊論文において、立は外務省国際法顧問としての対世間的役割を果たすことを重視し、純粋学問的な判断を隠していたのであろう。

第二に、しかしそうした観点から立の公刊論文を読み直すならば、そのなかに日本政府の政策に対する間接的な批判や、別の方向性を示す意図が込められた箇所があったことが見えてくる。本研究は、こうした観点から上記「満洲国承認問題」『中央公論』を再検討し、その末尾に付された宗主権適用論——中満間に宗主権関係を設定する構想——が、日本政府による「満洲国」単独承認を回避するための方策を、立作太郎なり仕方で提言したものであったと考えられることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

川副全「立作太郎の平和構想：『満洲国』承認問題と宗主権適用論」『平和研究』41号(掲載決定済)

川副全「【書評】等松春夫『日本帝国と委任統治：南洋群島をめぐる国際政治1917-1949』」『国際安全保障』41巻1号、97-101頁。

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川副 令 (Kawazoe Rei)

日本大学・国際関係学部・助教

研究者番号：40292089